



大崎市と株式会社七十七銀行の 地方創生に向けた包括連携に関する協定書



大崎市（以下「甲」という。）と株式会社七十七銀行（以下「乙」という。）とは、地域経済の持続的発展に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を効果的に活用し、地域経済の持続的発展に繋げることを目的とする。

（連携窓口の設置）

第2条 甲及び乙は、甲の政策課と、乙の地域開発部及び古川支店に、業務連携に係る連絡窓口をそれぞれ設置し、相互に情報交換及び協議を行うものとする。

（連携事業）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次の各号に掲げる事項について取組むものとする。

- （1）創業・新規事業創出の支援及び促進に関する事項
- （2）産業振興に関する支援及び促進に関する事項
- （3）企業立地の促進に関する事項
- （4）まちづくり事業の支援及び促進に関する事項
- （5）その他地方創生の推進に関する事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲と協議により乙の関係会社を実施させることができるものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヵ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間ごと協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務等）

第6条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携において知り得た情報を業務連携上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、個別法人の情報及び個人情報を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別法人等から承諾を得るなどの必要な手続きを行うものとする。

3 本協定の有効期間満了後も第1項の規定は、効力を有するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第7条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 甲及び乙は、法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年11月19日

甲 宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市長 伊藤 康 志



乙 宮城県仙台市青葉区中央3丁目3番20号

株式会社 七十七銀行

代表取締役 小林 英文

